

原議保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第61号
平成31年3月27日
警察庁交通局交通規制課長

経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定
について（通達）

経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器の設置・運用については、「経過時間表示付きLED式歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定について（通達）」（平成18年5月30日付け警察庁丁規発第38号）（以下「旧通達」という。）に基づき推進されてきたところであるが、経過時間を表示する方式を統一するため、別添のとおり「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針」を新たに定めたので、各都道府県警察にあつては、本指針に基づき、経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器の整備を行い、信号交差点における歩行者の安全確保に努められたい。

なお、旧通達については廃止する。

経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針

1 目的

この指針は、信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、歩行者用交通信号灯器の信号表示面に経過時間を表示する経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器の設置・運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 経過時間

待ち時間（歩行者用交通信号灯器の灯色が赤開始点から青開始点までの時間）及び残り時間（歩行者用交通信号灯器の灯色の青開始点から青点滅開始点までの時間）の総称をいう。

(2) 経過時間機能付き歩行者用交通信号灯器

警察庁が制定した「U形歩行者用交通信号灯器仕様書」（警交仕規第219号）及び「交通信号灯器仕様書」（警交仕規第1014号）を基に製造された経過時間機能付き歩行者用交通信号灯器をいう。

3 設置方針

経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器は、信号交差点における歩行者の交通実態、交通環境等から、横断歩行者の信号無視や無理な横断の抑止が図れ、より横断歩行者の安全性が高められる場合に設置を検討する。

4 留意事項

(1) 経過時間表示の動作により、歩行者の安全な横断が確保できない場合は設置しないこと。

(2) 経過時間を表示する方式は、分離表示方式（付図 図1 参照）とすること。

なお、一体表示方式（付図 図2 参照）により、整備していた箇所においては、直ちに更新する必要はないが、老朽化等に伴う更新時に分離表示方式で整備すること。

(3) 本装置の設置に当たっては、地域住民等に対して、その有効性、運用方法等を事前に十分説明すること。

付図



図1 分離表示方式



図2 一体表示方式